

□ 要請番号 (JL03018A11)

募集終了



国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
ミャンマー	G101 青少年活動		個別	新規	2年	・ 2018/3 ・ 2019/1

【配属機関概要】

1) 受入省庁名 (日本語)

社会福祉救済復興省

2) 配属機関名 (日本語)

タンリン少年訓練学校

3) 任地 (ヤンゴン) JICA事務所の所在地 (ヤンゴン)

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間 (バスで約 1.0 時間)

4) 配属機関の規模・事業内容

社会福祉救済復興省は、社会的弱者に対する各種公的福祉サービスの提供やボランティア団体等への支援を行っている。配属先は主にヤンゴン地域で保護されたストリートチルドレンと犯罪に関与し裁判所の判決を待つ少年を対象とした施設。前者については対象は主に13歳以下の子どもで、約90名が共同生活を行っている。World Vision等が家族を探す活動を支援しているが、家族が見つからない場合等は18歳まで施設で預かっている(現在16歳から18歳の少年が15名)。後者については、ケースによって滞在期間が異なるが(数週間-数年)、毎週日曜日に家族との面会時間が設けられている。職員数は約20名。

【要請概要】

1) 要請理由・背景

配属先は、ヤンゴン地域で保護されたストリートチルドレン、犯罪に関与し裁判所の判決を待つ少年の収容施設で、それぞれが集団生活を送っている。ストリートチルドレンについては、日中は敷地内の小学校に通うなどの外出が認められているが、犯罪歴のある少年たちは基本的に収容施設から出ることはできない。職員のうち数名はカウンセリングの研修を受講した経験があるが、専門性を有しているわけではなく、現状、少年たちに対して十分な相談業務や社会適応、更生のためのサポートが提供できていない。配属先としては現状を改善する必要があるとは考えているものの、具体的な方策がわからず、こうした分野で経験のある青年海外協力隊の協力が必要だとして、本要請が提出された。

2) 予定されている活動内容 (以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しながら活動を進めます)

校長や同僚と協議をしながら、配属先の一員として以下のような活動を行う。

1. 相談業務等を通じて収容されている少年たちの状況を把握する。
2. 少年たちが自立した生活が行えるよう、また心身とも健全に成長できるようなプログラムを検討し、可能なものから実施する。
3. 可能な範囲で、相談業務や日常的な指導に必要な資料(子どもたち向け、職員向け)を作成し、職員たちが有効に利用できるように理解の促進を図る。
4. その他、配属先が必要とする活動をサポートする。

3) 隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

コンピュータ(共用、インターネット接続なし)、プリンター。

4) 配属先同僚及び活動対象者

校長:男性、40代

職員:20名(男性11名、女性9名、警備員・料理担当等含む)

*現時点では、全体で190名の少年が収容されている。

5) 活動使用言語

ミャンマー語

6) 生活使用言語

ミャンマー語

7) 選考指定言語

【資格条件等】

[免許]：（ ）

[学歴]：（ ） 備考：

[性別]：（男性） 備考：男子用の施設であるため

[経験]：（実務経験）3年以上 備考：専門的な知見が必要なため

任地での乗物利用の必要性

不要

【地域概況】

[気候]：（熱帯モンスーン気候） 気温：（17.5～37.0℃ [電気]：（不安定）
位）

[水道]：（不安定）

[通信]：（インターネット可 電話可）

【特記事項】

任国の査証手続きにより、他国の同じ隊次より赴任時期が遅れる。